

第2回議会議員・農業委員会の委員の定数
及び任期等の取扱い小委員会
(会 議 録)

日時：平成20年6月26日(木)
午前9時30分から
場所：野尻町役場2階大会議室

小林市・高原町・野尻町合併協議会

第2回議会議員・農業委員会の委員
の定数及び任期等の取扱い小委員会
会 議 次 第

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 小委員会の運営について

(1) 公開・非公開について

(2) 会議録署名委員の指名

4 協 議

(1) 議会の議員の定数及び任期等について

(2) 農業委員会の委員の定数及び任期等について

(3) 議会議員・農業委員取扱い小委員会臨時開催について

5 その他

確認事項について

○小委員会先進地視察研修について

○次回以降小委員会開催について

6 閉 会

第1回議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会 出席者

小林市・高原町・野尻町合併協議会委員

1. 委員	中屋敷 慶次	9. 委員	永野 本助
2. "	西道 紀一	10. "	山田 福雄
3. "	久保田 恭弘	11. "	龍神 豊美
4. "	首藤 美也子	12. "	高岩 都津子
5. "	清水 公雄	13. "	丸山 崇
6. "	前原 淳一	14. "	楠元 フタミ
7. "	福本 誠作	15. "	竹山 昭徳
8. "	杉元 豊人		

(事務局)

事務局長	倉園 凡生	事務局員	柴内 敏彦
事務局員	税所 将晃	"	芝田 和之

(分科会)

議会分科会長	松ヶ野 安博	小林市議会事務局長	友安 春夫
選挙分科会長	塚田 徳義	小林市農業委員会事務局係長	川原 和博
農業委員会分科会長	中藺 謙一		

(欠席者)

高原町 原田 富雄

以上、(敬称略)

午前9時30分開会	
局長	<p>定刻となりましたので、ただいまから第2回の議会議員農業委員会の委員の定数及び任期等の取り扱い小委員会を開会いたします。</p> <p>ここで委員長のあいさつをいただきます。</p>
委員長	<p>おはようございます。私、第1回目の会議にはちょうど全国の議長会と重なりまして出席できませんので、本当にすいませんでした。御紹介いただきました中屋敷でございます。私たちの担当委員会は非常に議会議員・農業委員の定数問題ということで、皆さんが一番興味のあるこの委員会じゃないかと考えております。お互いに趣旨を尊重しながら、そしてお互いの意見を尊重しながら、前向きに進めていけたらと念じておる次第でございます。どうかよろしく願います。簡単でございますが、ごあいさつにかえささせていただきます。</p>
局長	<p>ありがとうございました。それでは、まず、本日の出席委員数といたしまして、定員16名中欠席1名の15名です。小委員会の設置規定によりまして3分の2以上の出席委員となっておりますので、会議は成立していることを御報告申し上げます。</p> <p>それでは、ここから小委員会設置規定第6条の規定によりまして、委員長に議事を引き継いでまいりたいと思います。よろしく願います。</p>
委員長	<p>それでは、私の方で議事を進行してまいります。</p> <p>まず、会議録署名議員の指名であります。</p> <p>会議録署名につきましては、議長が指名することとなっております。本日は、前原委員と高岩委員に願います。</p> <p>次に、会議の公開についてであります。委員会規定第6条第4項によりまして会議は原則公開するとあります。ただし、委員の半数以上の賛同があるときは非公開とすることができると定めてありますが、本日は公開とすることによって御異議ありませんか。</p>
委員長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>異議なしと受けとめました。それでは、本日は公開にすることといたします。</p> <p>早速、協議に入りたいと思います。</p> <p>本日は、議会の議員と農業委員会の委員及び小委員会の臨時開催についての3つ協議事項でありますので、おおよそ時間を区切りながら協議を進めていきたいと思っております。</p>
事務局	<p>それでは、協議事項（1）議会議員の定数及び任期などの取り扱いについて事務局の説明をお願いします。</p> <p>おはようございます。説明の方をさしていただきたいと思っております。</p> <p>まず、本日の資料でございますが、第2回小委員会の会議資料と補足資料としまして、2部御用意しております。合計で3部であります。</p> <p>まず、会議資料の方のページを開いていただきまして、まず1ページ目でございますが、本日の協議は3項目ございますので、まず議会議員の方に関しましておおよそ1時間程度、農業委員会協議の方につきましては、30分から45分程度と臨時開催の協議につきましては、15分程度で進行の方をさしていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。</p> <p>早速ですが、ページの方が3ページの方をお開きください。第1回目の小委員会のときにそれぞれの原則、定数特例と在任特例ということでパターンの方は説明を差し上げたところでありますけれども、前回の中で原則をとった場合ということで、3パターンしかお示ししていませんでした。今回2つのパターンをちょっと挿入させていただいているところであります。</p> <p>新しく追加した2つのパターンということになりますが、まず1つとしまして、高原町と野尻町にそれぞれ選挙区を設ける場合と、もう1つは高原と野尻の選挙区をそれぞれ合同の1つの選挙区にまとめて選挙区をつくるパターンという</p>

ことで、追加で資料の方を作成しているところでございます。

それにつきましては、3ページの中ほどになりますが、(i) 合併期日までに条例改正を実施、高原町・野尻町それぞれに選挙区を設置し増員選挙を実施する場合、このパターンをいれております。これにつきましては、新小林市として法定の上限数が30名でございますので、現在の24名の小林市議を差し引きすると6名、6名につきまして高原町の方で3名、野尻町の方で3名ということで選挙区を設置するというものでございます。

その下のまた(i)の合併期日までに条例改正を実施、これにつきましては、高原町・野尻町併せて1つとした選挙区を設置し増員選挙を実施する場合ということでございます。これにつきましては、6名の議員を高原町・野尻町それぞれ合同ということで選挙を開きますので、高原町・野尻町それぞれ何名当選されるかというところがちょっと問題になってくるのではないかとというような感じはしているところでございます。

続きまして、4ページと5ページにつきましては、前回説明をさしていただいておりますので、今回は説明の方は省かしていただきたいと思っております。

続きまして、6ページをお開きください。前回の小委員会の中で委員の報酬等についての積み上げをして示すようにという御意見の方がございましたので、今回それぞれ約10年間を見込みまして、報酬の積み上げを行ったところでございます。

この報酬につきましては、試算の条件ということで、2番目になりますけども、合併期日を平成22年の3月31日と仮定しております。議員の報酬それぞれ期末手当等それぞれにつきましては、現在の小林市の議員の金額を基礎としまして算出したところでございます。

続きまして、7ページの方にそれぞれの積み上げを比較表として上げていただいております。まず、アとしまして、地方自治の原則と、編入される議員が失職する場合、定数が24名となります。これにつきましては、それぞれ選挙経費と人件費の積み上げということで計上しております。右端の網かけのところは合計金額になります。この場合でいきますと、合計が7億9,052万4,000円というふうに見ていただきたいと思っております。

次の下の2番目ですが、イとしまして、地方自治法第91条の適用ということで、先ほど申し上げました高原町・野尻町それぞれの選挙区を設置した場合、定数を30名と仮定した場合でございます。これにつきましては、選挙費、人件費それぞれ合計しまして、右端の方の合計が9億9,255万円ということになります。

続きまして、その下、合併までに条例改正をしまして、2町併せて1選挙区を設置した場合、これにつきましては、合計の方は右端で9億8,888万円となります。

次に、4番目ですが、合併までの条例改正の中で新小林市を選挙区、これは小林・高原・野尻町それぞれを1つの選挙区とするということでございます。これにつきましては、当然現在の小林市の方からも立候補という形でもできます。選挙に関しましては、小林の市民もそれぞれ投票権を持つと、合計につきましては、右端の10億931万1,000円経費がかかるだろうということでございます。

一番下ですが、これは合併後、それぞれ高原町・野尻町さんの議員さんは失職という形をとりますが、その後、条例改正を行いまして、次の一般選挙で定数を30名に引き上げた形を想定した場合ということでございます。これにつきましては、経費の方が9億3,232万8,000円かかるだろうと試算をしている表でございます。

続きまして、8ページです。これにつきましては、合併新法における特例を適

用した場合、まずアですが、定数特例、小林市24、高原町6、野尻町5名ということで試算をしております。これにつきましては、合計の方が8億8,334万7,000円、その下の方ですが、定数特例を2回適用した場合です。これにつきましては、合計が右端の方で、11億4,246万9,000円となっております。

次に、ウの在任特例でございます。これにつきましては、小林24、高原町10、野尻町10、44名ということですが、この場合につきましては、まず議場の改修等の経費が発生してくるのではないかとということで、※印の1ですが、ここで220万3,000円計上してございます。

ただ、これにつきましては、議場におけるマイク設備、それと議席、これのみについての経費を計上してございます。当然床の張り替え等々とか、大規模な改修の費用につきましては、ここには計上していないところでございますので、これ以上の経費が発生してくるということが考えられます。

それと中ほどに他施設の使用時、リースということで、リース料といたしまして414万5,000円という経費がかかってくると今試算をしておりますのでございます。合計といたしまして、議場の改修と、議席を設置した場合に合計が9億1,182万5,000円と、他の施設を利用した場合に9億1,376万7,000円見積もっているところでございます。

その下のエの在任特例と定数特例を適用した場合ということで、合計といたしまして、右下の網かけのところですが、11億7,058万5,000円、他の施設を利用した場合に11億8,910万7,000円というような試算が出ております。

続きまして、9ページですけども、先ほどの在任特例を適用した場合に、他の施設はどういった状況であるかということでございます。まず考えられる施設としまして、小林の中央公民館、高原町の総合保健福祉センターと野尻町の農村環境改善センターということで、空き日数の方を調査したところでございます。それぞれ定例会等がある空き日数を調べたところ、中央公民館につきましては、3月に4日しか空きがないと、6月につきましては6日、9月につきましては1日、12月につきましては5日しか空きがないというような表でございます。

高原町のほほえみ館につきましては、空き日数の方が3月で17日、6月で21日、9月で19日、12月で20日空きがあるということでございます。しかしながら、こちらの施設の方が現在指定管理者の方を制度をとっておりますので、影響といたしまして、使用が1日につき4万5,000円委託料が発生します。

それと使用1日につき5万円の使用料が発生いたしますので、合計で9万5,000円ということになります。議会の開催日数につきましては、おおよそ年間100日程度日数がかかりということで、それに掛けた場合は約1,000万ほど経費の方がかかってくるのかというようなことも考えられます。

野尻町の環境改善センターにつきましては、現在の19年度の実績でいきますと、空き日数が全くないというような状況でございます。内容につきましては、中学生とか、小学生の部活動なんかでそれぞれ使用しているような状況があるところでございます。

続きまして、10ページです。これにつきましては、平成18年合併の新法以降にそれぞれどういった特例等を適用しているのかということで表の方にまとめてあります。

真ん中ほどになりますが、自治法の原則をとった場合と定数特例をとったところ、在任特例をとったところということでこちらの方にお示ししております。状況としましては、合併の旧法の時点では、ほとんど在任特例をとられていたようでございます。合併新法になった場合ですが、在任特例をとられているところが少なくなっております。定数特例それぞれ地方自治の原則をとられているところ

<p>委員長</p>	<p>の数がそれぞれ増えていくのではないかとというような表でございます。 議会の方としましては、以上の説明です。よろしくお願いたします。 ただいま事務局より説明がありましたので、これから協議に入りたいと思いま す。意見のある方は名前を述べられた後に発言してください。どうぞ。</p>
<p>福本委員</p>	<p>野尻の福本ですが、一応この人件費の比較表ということでつくっていただいた んですが、まずちょっと説明してもらいたいです。選挙経費の試算の方法ち ゆうか、何をもちょうと試算してあるのかちょうとお聞かせ願いたいです。</p>
<p>分科会長</p>	<p>選挙経費につきましては、国の行ってます積算基礎がありますので、それに基 づいて作成したものです。</p>
<p>委員長 福本委員</p>	<p>はい、どうぞ。 現在、国の試算で行っているということなんですが、現在、高原町・野尻町・ 小林市それぞれで選挙を行っていると思うんです。それから見ると、かなり高 い費用になっているんですけど、このあたりでこの試算でいいのかなあちゅうの があるんですが、そのあたりはいかがでしょうか。</p>
<p>分科会長</p>	<p>基本的には各小林市、野尻町、高原町というふうになるんですけれども、それ ぞれに経費の使い方、人件費等がまちまちなものですから、基本的なものを出す にはもうこの国政選挙、県議会、それから、県知事で使っている国の基準額とい うのがもう定められておまして、それで比較した方がより比較しやすいという ことで試算をしております。</p>
<p>福本委員</p>	<p>前回、協議の中で、もし在任を使わしてもらった場合に、野尻町・高原町が現 在の給与のまま試算をした場合の計算、差額、との比較がほしかったんです が、そういう試算をしてないものかちょうとお伺いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それにつきましては、今回は比較表として上げてないところでございますが、 パターンとしましてどういった特例を使っていくかということで、小林市の報酬 額にあわした表になっているところなんですけども、そういった委員さんの意見 でございますので、当然在任特例を適用する場合に、現在の報酬で積み上げた数 字というのが必要になってくるのではないかとすることは考えております。</p>
<p>福本委員</p>	<p>ちゃんとした資料として積算は上げてないところですが、昨日ちょうと概算の 方でちょうと計算をしてみましたところ、4、5千万ぐらいの経費がこれよりも 下がってくるような状況にあるのかということです。概算でありますので、ちゃ んと数字ではございませんが、4、5千万程度の影響が出てくるのかなというこ とは考えております。</p>
<p>福本委員 委員長 福本委員</p>	<p>いいですか。 はい、どうぞ。 一番住民がこう見て感じるの、在任を使ったらものすごく経費がかかるんじ ゃないかというのは一番最初にくると思うんです。結局その計算ちゅうのが 出てこない、結局どっちでどの方向をとろうかというのはやっぱり出てこない と思うんです。まずその試算が出てこない、私はこの協議ちゅうのは前に 進めないんじゃないかなちゅう気持ちがあるんですけれども、できれば、その例 えば方法としていろいろ上げてありますけど、在任のいろいろな方法があると思 うんです。例えば、合併したから在任を使って人が全員が小林の市議会の報 酬もらうとか、逆に言えば、もう高原・野尻はもう在任を使わしてもらって、今 の給与のまま13カ月間したいちゅう希望があればそれで試算してもらって、 それでなったときにはその試算と定数特例を使ったときに、高原・野尻それぞ れで選挙がありますよ。その選挙費用も含めた上での計算、そういう試算がない と見たときに比較ができないんです。だからできればその比較をつくっても らいたいなちゅうのがあるんですけど、いかがでしょうか。</p>
<p>局長</p>	<p>結局報酬等に関しましては在任期間のみだと思うんです。当然、在任期間が 終われば多分一緒のレベルでないと納得されないだろうというのは多分お考えだ と思っております。ただ、現在の時点では、報酬等審議会を順序としてはこの後</p>

	<p>に作るんですが、そこで議会議員の報酬については定められますので、現時点で、今のままの給料でという比較というのは判断材料としては不適じゃないかということで一番はっきりしている現行の小林の市会議員の数字をベースにして、じゃ、それからどうなるのかという判断がありましたので、今確定している数字をもとに資料としては作成してあります。選挙費用にしてもそうですよね。高原町・野尻町・小林市でやってる分については、当然単価の違い等もあると思います。ただ、それを一緒にしてやったからといって、必ずしも正確な数値が出るとは限らないと、今ある基準の中での数値を使つての資料の提出をさせていただくのが一番やり方としては誠実なやり方じゃないかなという判断のもとで、現行確定している数字をもとに資料は作成したという経緯がございます。</p>
<p>委員長 福本委員</p>	<p>以上です。 はい、どうぞ。 それは分かるんですけど、例えば、審議会、まっ言えば、給与の審議会にかけますよね。ただ、野尻・高原の議員が、いや今の給与のままでいいんだという要望を上げた場合に、それはその意見の方が通るんじゃないですかね。どうなんですかね。その点、ちょっと分からないんですが。</p>
<p>局長</p>	<p>協議自体がこの会と一緒に独立した機関ですので、委員さん方がすべて議員さんであればそういうケースも多分にあり得ると思いますけども、結局報酬等審議会というのは、言い方は悪いですけども、議員さんというのは少ないんですよ。誤解を招かないために。審議会の段階でどうなるかというのは、この小委員会と一緒に協議を進めた上での結論でしかないと、そういう不確定要素の方が高いのでということで、こういう積算の仕方をしているわけです。出せないということじゃないんですよ。先ほど申しましたように、大体概算としてはこれぐらいになるでしょうという数字はもちろんお話はできるんですけども、比較数値としては基準のはっきりしているもので、した方がいいだろうということで、資料はつくってあるという事情でございます。</p>
<p>委員長 杉元委員</p>	<p>ほかにございませんか。 いまさっき議会の定数の中で協議しとるわけですが、3つのパターンを今説明いただいたわけです。問題は特例を適用するかしないかだと思ふんですね。特例を適用する場合には、定数特例と在任特例があると、順を追って、私たちが合併を目的とした新市をつくらうとしているわけですよ。そのために議員の定数をどうするか、どういう扱いをするかが今回の協議なんです。適用しない場合には、今後新市においてどうなるようになる。これを最終的に今日決めるわけじゃないんですが、特例として使った場合にはマイナスだ、プラスだ、原則でいった場合には、プラスだ、マイナスだというのを私は協議すべきじゃないかと、もちろん福本さんが言われたように、原則の在任特例数字的なもんももちろん大事なんです、そのために新市においてどういった方法がいいのかなというのをこの場で協議していただきたいというふうに思っております。委員長のお計らいでそういった方向で協議できればと、いいがなと。</p>
<p>委員長</p>	<p>いずれはもう結論を出さなきゃいかんわけですよ。何回も会議を重ねなければ、今すぐ早急にこれを結論を出すとは不可能じゃないかと、慎重にすべきだと考えております。はい、どうぞ。</p>
<p>首藤委員</p>	<p>先ほど福本委員の言われた件なんですけれども、資料は多い方がいいと思うんですよ。例えば、在任特例を使った場合は、高原・野尻の議員さんたちが、10名、10名、20名いることになりますね。その場合、今のままの現給与ということで、1年間のですね。そういう試算というのは別に資料として出してもらっても、それは選択肢のまだ考える一つになるんで、資料的にはもう多い方がいいと思いますので、それは要求されているのであればやはり出していただいてもいいんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>本日は間に合わないということがこちらの方もありますので、次回にお示しで</p>

<p>委員長 局長</p>	<p>きるかとは思いますが、それによろしいでしょうか。 それでは、次回の委員会で資料をよろしくお願ひします。 それでは、資料作成の基準ということで、前提としては、もし在任をとられた場合に、残任期間だけが現給与のまま、そして在任が終わられた後は、これは幾らになるか分かりませんが、現行の基準でということによろしいですね。資料については、わかりました。</p>
<p>委員長 福本委員</p>	<p>はい、ほかに。 今度議場の候補地についてなんですが、野尻町の農村改善センターでちょっと調べてみましたら、これについては、先ほど説明があったように、中学校、小学校が使っていると、ただこれについてはもう今現状をおさえてあるだけで、前回改修する時も3か月ぐらい使えなくても大丈夫だったという経緯があるんですね。だから町長のお話でいうと、これについては前もってわかっておればその期間中はもうおさえられるちゅう話ですので、一応今ゼロになってますけど、そこについては使えるんじゃないかという話をもらってますんで、一応報告しておきます。</p>
<p>委員長 首藤委員 委員長 前原委員</p>	<p>ほかにございせんか。はい、どうぞ。 高原の方の考えを聞かせてください。 ですね。はい、どうぞ。 福本さんのおっしゃられたとおりの私としてもそういう考えでしたので、手を挙げなかったんですが、やはり現在給料をいただいているもので、そういったものの試算というのをぜひ出していただきたいというのは全く同感であります。大体今、在任期間中だけ現行の給料でということで大ざっぱな試算ですけれども、在任の方が定数特例でするよりも高原の場合は300数十万浮くんじゃないかという試算、個人的にですけれども、出ていますんで、そこら辺をちゃんとしたものを出していただければと思います。</p>
<p>委員長 事務局</p>	<p>以上です。 ほかに御意見ございせんか。 先ほどちょっと説明の漏れ等がありましたんですが、例えば、在任特例をとった場合に発生してくる問題といたしまして、委員会室、議員控室、あと全協等を開く場所、これらの確保等をまた考えていかなければいけないのかなという問題が一つあるところでございします。</p>
<p>委員長 清水委員</p>	<p>以上です。 今の説明のとおりです。 高原のほほえみ館のこの使用料ですけれども、公務で使う場合と、一般で使う場合とありますから、使用料については、このままで正解なのか私はわからんですけれども、議会で使う公務の場合、公の施設を使用料を取るのか、これ条例ちょっと私も条例はわかりませんが、ちょっとわからんですけれども、内容を、一般で使う場合はそうかもしれませんけれども、議会の、もしその議を開くとすれば、そこらへんを整理せんと私もわかりませんが、一般で使用する場合の計算でここにしたのか、そこ辺がちょっと。</p>
<p>事務局</p>	<p>この件につきましては、今おっしゃられたように、一般の使用というような形で積算をしてございします。当然公共的な使用であれば減免の制度とか、そういったものが出てくるのかなあとは思っているところですが、そこにつきましては、まだこれから詰めた話し合いにならないとちょっと現時点では当然減免ができるのだということにはならないと思ひますので。</p>
<p>清水委員</p>	<p>その辺はここに記載すべきだと思ひますけど、影響の有無ということで、こういうことははっきり「有」というふうに、もうこの見た中ではそういうふう受けとられかねませんから、そこら辺のことは委員会が次の委員会で、今日までにこれを作成するときにそこ辺の確認はちゃんとして載せてもらわんと、私もそこらへんは調べれば、すぐ朝でも調べがなつたんですけども、そこ辺の確認はちゃん</p>

<p>委員長 事務局</p>	<p>として、情報等とか、給与等についても試算をしたけども、そこ辺のポイントがあいまいなところがあったりすると、みんなに正確な情報等を提供できないことになりますから、そこ辺と役場、市役所の関係ですぐ情報等はとれると思いますから、そこ辺らちゃんと確認してやっていただきたいというふうに思っております。1日に4万5,000円と5万円と9万円、それで1,000万もかかるからとかという誤解をまねかねない。ですから、そこ辺で公務で使うんやったら、一般で使うんやったらもう区別はちゃんとしてもらわんといかんというふうに思いますけど。</p> <p>その辺をしっかり調べてください。</p> <p>そこにつきましては、早急に確認の方をさしていただきたいと思っております。</p>
<p>委員長 福本委員</p>	<p>はい、どうぞ。</p> <p>先ほど補足説明の中で全協の部屋とかそういう話もあったんですが、私は現在ある例えばこういう部屋でも私は別に構わんじやないかなと思うんですよ。議場をやっても別にこう先ほど床の張り替えとか言われたけど、ここを例えば在任期間を使った場合は13か月間の間ですので、例えば、各体育館をずっと回って、例えば3月小林ですれば、6月高原でして、9月を野尻にしてというふうな形ですする方法もあるんじゃないかなとは思っていますよ。ただ、別にそれに応じた議場とかそういうふうにする必要もないと思いますので、そのあたりをまたそれで考えていただければどうかなと思うんですが、何のために合併するのか、経費を少しでも安くするためにもちゅうのもありますんで、その中ではそういう経費を使わない工面をする方がいいんじゃないかと思っておりますので、その点で私は考えております。</p>
<p>前原委員</p>	<p>先ほどの選挙費用についてですけれども、国の試算に順じてということだったんですが、実際に高原町で言えば大体650万前後なんですよね。そういったことを考えると、国の試算等は実際と違うんじゃないかと思っておりますので、そこら辺の議員報酬等も加えてもらって、実際かかっている金額で資料を出していただいた方がいいんじゃないかなというふうに思います。</p>
<p>局長</p>	<p>そうなりますと、さっき言った資料としてはつくれないことはございません。実際の問題としては。ただ、先ほど申しましたように、それは在任のときの1回ぼっきりのところであって、資料としてつくるときはベースとしては以降の分についてはその試算でしか出せませんということを御了解いただきたいと思っております。あくまで現状は在任をとられるとすれば在任の期間の分の積算でございます。</p>
<p>委員長 杉元委員</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>杉元です。ここの考え方はよくわかるんですが、今意見としては在任の考え方の意見が出てくるんですよね。先ほど言いましたように、特例を適用した場合に定数特例もあるわけです。そこら辺の意見があらればぜひ聞かしていただきたいと思っております。</p>
<p>委員長 杉元委員</p>	<p>まだ小林では、もうはっきり集まって集約するちゅうのをしていないもんですから、おっしゃっても個人の考え方と思っております。まだ時期が早いと思っておりますけどね。</p> <p>私は議会はどうかのじゃなくて、これに例としてかけてあるんですね。ですからそれに対してそういったこの委員会の中で意見があられば、意見を出していただいて、ちょっと考え方もいろいろこの問題に関しましてはどれをとったらいいかというのは今からこの委員会として協議していくわけですよ。</p>
<p>委員長 杉元委員 委員長 山田委員</p>	<p>そうですよ。</p> <p>そしたらそういった意見があればお聞かせいただくとありがたいなと。</p> <p>御意見ございませんか。はい、どうぞ。</p> <p>まず一番最初に委員長さんのあいさつの中にありましたように、この合併につきましては、一番住民の関心はこの問題ではないかと思うんですよね。だから今ま</p>

<p>委員長 前原委員</p>	<p>でいろいろ議員さんたちの話にもあったわけでございますけれども、やはり住民の考え方やまた我々委員、あるいは議員さん方の意識の持ち方、こういったものを接点はどこで求めていくかと、これが一番大きな問題じゃないかなと、後ろの問題もでございますけども。合併の目的、そういったものからいくと、そういうものを具体的に勘案しながら、対応を進めていかないといかんのではないかなというふうに思うわけですね。</p> <p>今山田委員の方から住民の意見を尊重して進めるべきだという意見がございました。委員として何か、御意見がございませんか。</p>
<p>委員長</p>	<p>住民の意思を確認ということですが、それについては全く同感でありまして、各市町が区長会等を通じてとかいろいろそういった取り組みをしながら交流会等をして、町民の意思把握をして次回にまた持ち寄っていただければいいのかなというふうに思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>委員長 杉元委員</p>	<p>ほかにございませんか。——議員定数の問題はなかなか一本に限られてくるんですよね。どうするのかと。なかなかこれは委員さんの皆さんも苦労されると思いますよ。いずれは結論を出さなければいけないと思っております。早急にああしようよという意見はまだまだこれからだろうと思っております。</p>
<p>委員長 杉元委員</p>	<p>私が委員長にお願いしたことは、この協議に関しましては、原則でいくか特例でいくか2つのパターンがあるわけですよ。2つのパターンの中に特例定数でいくか、在任でいくかというのがあるわけですが、それに対していろんな意見を出し合って、原則でいく場合はこういった考え方があると、委員さんの考え方もあるでしょうから、今回この委員会の中に出してもらって、また定数特例の場合には定数特例に対する意見を出してもらって、そして在任になった場合には在任を出し合って、最終的にどういった方法をとるかというのをこの委員会で判断すべきだと思うんですよ。</p> <p>ですね。</p>
<p>委員長 久保田委員</p>	<p>委員長の方から私がお願いしたのは、原則もあれば、これに対して意見はないですかと、なければそういった協議をする必要はないわけですよ。協議する必要はないちゅう意味じゃないけど、そこら辺を今後十分委員さんの意見を重視しながら、最終的な判断をすればいいんじゃないかなというふうに思っております。</p>
<p>委員長 首藤委員</p>	<p>今杉元委員より発言がありましたが、それぞれ意見出し合って結果を見出すべきではないかという意見ですけど。（発言する者あり）</p> <p>やっぱり私たち小林の市民としては、現在須木と合併して一体感を出すために、進めておる途中なんです。そういうのを踏まえた中で編入合併という原則は守れという声強いことだけは、頭に入れて話し合いをさせていただければありがたいがなと思っております。</p>
<p>久保田委員</p>	<p>今杉元議員がおっしゃったんですけど、まずこの原則のところから3ページですよ。一つずつ、その地方自治法第91条の適用の(i)のところから、これについて考えがある方というふうに順を追って聞いていったら、(i)はどうだということですよ。それをやっていったら。</p>
<p>事務局 首藤委員 委員長</p>	<p>だけでも今日はあまり時間がないから、あと15分しかないよ。1時間という事で組んでるから。</p> <p>10時45分ぐらいをめどにちょっとさしていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>はい。</p>
<p>西道委員</p>	<p>3ページに記してありますように、原則、これは非常に厳しい対応をされているわけですが、結局は定数特例か在任特例かということに落ちついてくると、ちょっと厳しすぎるような気がすつとですが。</p> <p>自分の考えは。（笑声）高原・野尻の議員さんは原則を思うちよるだけかもしれないけど。</p>

委員長 杉元委員	いいですがね。ときには。 参考資料の最後のページに、今回の新法の中で編入合併された参考がありますよね。その中で原則でしているところは結構多いんですね。例を見るとですね。
委員長 杉元委員	ですね。 参考資料と、今こういった時代ですので、事務局としてこういった町がなぜ新法でつくられたのかなど、調べていただいて、首藤さんが言われたように、資料が大きい方が参考になるわけですよね。これがいいとか悪いとかは別ですよ、今の段階では。あまりにも原則が多いからびっくりする。
委員長 事務局	ちょっと説明してください。 現状とか、そういったものがそれぞれ現在でもインターネット等を使っていろいろ調べていると、それなりの資料は次回までにはまたできるんじゃないかとちょっと考えているところです。かなり手厳しい意見とか、どんな内容等が載っているものがいろいろありますので、そういったものを出さしていただいて、よろしければ出していきたくてこのように思います。
杉元委員 事務局	あまりにも参考資料の中に（原則が）多いから、びっくりするんですが。 流れといたしましては、在任特例をとったところをかなり批判的になるような文章とか、そういった現実、ある情報がございますので、ちょっとかなり激しい表現になっているもの等もありますけども、例えば、住民から見ると理解が得られない場合に、リコールが起きているとか、そういった新聞とかいろいろなものがありますけれども、そういったものも資料として出さしていただければ用意はしたいと思いますが。（発言する者あり）
杉元委員 委員長 首藤委員	研修も今回することですので。そこらへんも踏まえてですね。 ですね。はい、どうぞ。 順番に、原則についてお考えがあればというのを聞いて、どんどん過ぎていくということで、在任特例と定数特例、せつかくそういうふうに言われたんだから、時間ももう無いわけだから。
杉元委員 委員長 前原委員	なければ原則は協議する必要はないですけどね。 原則について御意見がありますか。はい、どうぞ。 私としては原則は当然認められない。やっぱり町民の感情といったそういうところを見れば、町内からたとえ1年といえども議員がいなくなるということは到底承知すらできないということです。
委員長 福本委員	ほかにはございませんか。はい、どうぞ。 今前原委員が言われましたけども、もう原則というのは、編入だろうがなんだろうが、これについてはなかなか厳しいんじゃないかなと、これは住民感情からいってもそれはもうできればもう考えからどかして考えてもらいたいなとちゅうのはあります。
委員長 山田委員	はい、どうぞ。 今までのいきさつからあるわけですがけれども、私は小林の住民ですがけれども、小林の住民もこの一連の問題にはついては理解が得られるんじゃないかなと、原則論については、ちょっとやっぱり問題があるんじゃないかと、特例の方がやっぱり特例についても感情が得られるんじゃないかなと思います。原則はちょっと無理だということですね。
委員長 前原委員	次に、いいですか。進めて。（「はい、どうぞ」と呼ぶ者あり）特例を適用する場合、4ページ、定数特例について御意見を伺いたいと思います。 定数特例を使った場合において、やはり先ほどからも出ている、福本委員からも出ましたけれども、なんちゅうかやはり議員が少なくなるということで、いろいろ合併後に調整するとか協議をして決定していくとか、そういう議会の議決を必要とする場合に、定数特例ではなかなか厳しいところがあるのかなということと、例えば、3月31日に合併したとして13カ月在任という形になるわけですが、そうした場合1年後にまた選挙をするということになると、町民としては

委員長 福本委員	非常に混乱をするんですよね。選挙をする方も大変ですけども、町民としても1年後にまた選挙ということになると非常に混乱をするということ等を考えると、私はやはり厳しいのかなというふうに思います。
	以上です。
	はい、ほかにございせんか。
	野尻、福本です。今前原さんも言われたんですが、ここで先ほどの試算をしてくれないかという話になったときに、小さな町の住民ちゅうのは、やっぱり経費がかかわらんとやればなるだけ今まで流れをわかちよった人たちが中に入っていて、その中で新しい町をつくるために頑張ってもらいたいちゅうのはあると思うんですよね。そのあたりでその経費を出してもらうことによって、それが住民もそれを見ることによって、ああ、それは在任でよかじゃねえかとか、これは在任じゃだめじゃないか、これは定数使わにやいかんじゃねえかとなりますので、その判断に出てくると思うんです。その判断というのは、先ほど言われた13カ月間で、経費、選挙費を含めたその経費を出してもらうことによって、それが先ほど言ったように、住民の意見を聞くときに、一番最初に出てくるじゃないかなと思うんです。だからできればそれを早めに出していただいて、それをもとにいろんな住民に聞くちゅうのが一番いいんじゃないかと思っております。
委員長 杉元委員	はい、どうぞ。
	この定数特例なんです、これをされた場合には、この在任を、例えば、その特例法の9条の3項の中にふれてありますとおりの、選挙費用の定数の問題が今論議されてるところですが、そういった形で選挙区を設けるか設けんかもまだ決めてないわけですね。
委員長 杉元委員	そうです。
	それだけ特例とった場合、在任とった場合にも、併用するところが出てくるわけですよ。この経費の問題では、そこら辺の十分事務局の方でデータ的に出しておいてしないと、まだ経費だけでこの議員の定数とかを定めたら問題があるというふうに考えます。
委員長	はい、ございせんか。——定数特例についてはもう御意見はありませんか。前に進めていいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）、では、5ページの在任特例について質疑をお伺いしたいと思います。最初からそれぞれ意見はあったですけど、一応こうして意見を交わせばまだまだ掘り下げる面があると思います。
前原委員	同じことの繰り返しなんですけれども、住民の感覚としては現在今どうなんだと、さっき国の試算でということだったんですが、住民感覚からすると余りにもかけ離れた数字ですので、実際かかっているのはこうだということを、在任期間中だけに限ってですけども、それを現況でも出していきたいと再度お願いしたいというふうに思います。住民の判断材料が一番それだろうと思います。幾ら経費がかかるのか、経費削減というのが目的ですので、住民の判断材料にすればそれが一番重要視されるのかなと思います。
福本委員	以上です。
	野尻、福本です。もし在任でいった場合に、その次の選挙、以下まだその後にあるんですが、合併後に。これについてはもう定数24なら24でもいいんですけど、オープン選挙で、同じ1つの町になるんですから、選挙区じゃなくて、私はもう後の選挙というのはオープン選挙の方がいいんじゃないかなと。
委員長	それはまた後で。
委員長 福本委員	出てきますんで、案として、一応それもさっき委員長が言われたように、掘り下げてからちゅうことやったんで、一応、考えてとして。
委員長	はい。区割りをしないということですね。——ほかにございせんか。
清水委員	今のとは議題のところじゃなくて在任のところじゃなくてもいいんですかね。
委員長	いいです。
清水委員	全体の。

委員長 清水委員	<p>どうぞ。</p> <p>清水ですけれども、この10ページのやつですけれども、在任特例が2カ所しか記載してありませんけれども、これ全国んとを出すとじゃれば、一部分の等の抜粋みたいでこのごろは合併編入した場合の資料の見方については、ちょっと私は不思議だなあとと思いますけれども、全国のを出すとじゃれば宮崎県のは1つは入っておりますけれども、まず宮崎県のと合併支援室作成のを私はちょっともらっているんですけれども、これですると、在任定数特例を使った都城市が定数特例ですけれども、在任ですから、大体で編入とか、新設とか、県の等をまず皆さん方には資料として（テープ中断）原則、定数特例の方を使っているのが多いということはパーセントでいきや、全体の合併した編入の中でのこういうのがこんぐらいありますよちゅうのは分かりますけれども、一つの、これから見ると2カ所しかしてありませんけれども、たったそんぐらいのことじゃないと思いますけれども。</p> <p>記載の仕方も、考え方ですから、全体的に皆さんが、県内のはこういうふうに入りの場合はこうなんか、それで特例を使ったところは県内はこうなのか、今進んでいるところがありますから、南郷と北郷と、それから、清武もそうですけれども、今度延岡にということですから、そこ辺あたりも、県内でもしっかりと把握してそこ辺の情報は今情報化時代ですから、特に全国に出してあれば定数とかは全国で何パーセントというとならいいですけれども、これを抜粋してこういうふうに記載すると、ああ在任は少ないんだなあというふうに見がちですから、そこら辺のとらえ方はちょっと不思議に思いますけれども、考え方が公平な考え方をして記載をしてもろうた方が委員会の審査協議の中でも非常にわかりやすいというふうに思うんですけれども、どうでしょか。</p>
事務局	<p>分かりました。その件につきましては、もう委員さんがおっしゃられたとおりだと思います。今回出している資料につきましては、合併新法下での編入合併ということで、宮崎県で言えば、今宮崎、延岡と合併したところが旧法で合併されてるところというようなところで、この表の中には出てきてないところでございますので、旧法につきましても、新法につきましても、現在協議会を進めているところにつきましても、特に県内の状況につきましては、資料の方でもう一回まとめさせていただきたいというふうに思っております。よろしいでしょうか。</p>
清水委員	<p>全国のをこう載すつと考え方もちっと、こうなのかなと、受け止めがちですから。</p>
事務局	<p>先ほども説明させていただいたんですが、この表につきましては、合併新法になった場合に出ているということで、合併旧法、その時点ではもうほとんど在任特例と、90何パーセントぐらい在任特例をとっておったということでございますので、そのあたりはまた御理解いただければと思います。</p>
委員長 久保田委員	<p>はい、どうぞ。</p> <p>今の件は、新法特例の編入合併ということで資料は出してください。できれば。</p>
清水委員 久保田委員	<p>いいですよ。</p> <p>私たちはそうお願いしたいと思います。でないと、旧法出しても、もう済んだことですから。</p>
事務局 久保田委員 事務局	<p>今ここに出している資料は、合併新法下での資料でございます。</p> <p>だから出してもらったら新法で出してもらいたいと思います。</p> <p>10ページの資料は、これは新法下での資料でありますので、旧法のものではないです。</p>
委員長	<p>ほかに御意見ありませんか。——ないですね。それではここで15分程度休憩したいと思います。</p>
委員長	<p>午前10時36分休憩～午前10時50分再開</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>この議員定数問題については、原則はとらないと、審議しないと定数特例と在</p>

事務局	<p>任特例を中心に審議しましょうということ考えております。それでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、予定時刻になっておりますので、次に移ります。</p> <p>（２）農業委員会の委員の定数及び任期などの取り扱いについて事務局の説明をお願いします。</p> <p>それでは、資料の方が１１ページになります。１１ページと１２ページにつきまして説明を載せておりますが、これにつきましては、第１回目の小委員会でお出しいただいた資料と全く同じものでございます。</p> <p>中身の方を説明させていただきますと、まず農業委員の定数と任期については、①としまして、一つの農業委員会を置くという原則があります。これにつきましては、小林の委員の方が残られまして、高原町・野尻町の委員さんは失職されるという原則の分でございます。</p> <p>②につきましては、合併後１農業委員会を設置し、在任特例をとるということですが、在任される方は高原町・野尻町の公選で選ばれた委員の方、その方のみが在任できるということでございます。人数につきましては、４０人以内となっておりますけれども、これにつきましては、４０人以内で収まりますので、そのまま在任できるということになると思います。</p> <p>③につきましては、合併後２つ以上の農業委員会を設置するという原則がございます。この場合につきましては、２つ以上の農業委員会を設置しますが、選挙委員の一般選挙を行わなければならないということが発生してくるところでございます。</p> <p>④につきましては、合併後２つ以上の農業委員会を設置、これにつきましては、在任特例というものがございますので、農業委員会を２つ設置しますが、現在委員としていらっしゃる方は在任できるということでございます。</p> <p>次の１２ページですが、⑤としまして、合併後従前の区域どおりに複数の農業委員会を設置できるという特例がございます。これにつきましては、現在とられていますそれぞれ各市町の委員会はそのまま残りまして、すべての方が在任で残ることができるというような方法でございます。</p> <p>続きまして、１３ページです。それぞれの報酬からみた比較ということで表の方を作成してございます。まず基礎となるところですが、在任期間は１２カ月ということで仮定しております。</p> <p>報酬の積算につきましては、２つ以上の農業委員会を設置ということで、一番下の真ん中ほどに報酬と合併後１０年間ということで、これにつきましては２億７，７９２万円ということで試算がしてございます。ここを基礎としまして、それぞれ原則をとった場合、１つの農業委員会では在任をとった場合、それがどういう報酬額になるかということで比較してございます。</p> <p>農業委員会を１つ設置して原則をとった場合は、１億５，３５４万円と、１つの農業委員会では在任特例をとった場合が２億２，６６２万円と２つ以上の農業委員会の原則の場合が２億４，４４４万円、在任をとった場合が２億４，７５７万２，０００円、そのまま従前とお残り残した場合は２億７，７９２万円という試算でございます。</p> <p>１４ページでございますが、これはそれぞれの区分で比較表ということでございますので、こちらについてはそれぞれ目を通していただければと思っております。</p> <p>それぞれの積算については別表ということで準備してございますので、３市町の現況ということでこちらの表を見ていただきたいと思います。よろしいでしょうか。３市町の現況ということで現在の小林・高原・野尻町の委員数及び任期、報酬、選挙区等につきまして表の方で示させていただきます。――</p> <p>現況といたしまして、小林の方が選挙による委員数は２２名、法第１２条第１号の委員数が３名、２号委員数が４名で、合計の２９名と、高原町につきまし</p>
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>ては、選挙による委員数が8名と、3名と1名で合計で12名、野尻町につきましては、選挙による委員数が6名と、1号委員が3名、2号委員数が2名の合計の11名と、すべての合計が52名ということになります。</p> <p>任期につきましては、それぞれ3年です。小林につきましては、任期の始期・終期につきましては平成19年3月20日から平成22年3月19日、高原町、野尻町につきましては、これは同じでございますが、平成20年7月19日から平成23年7月18日ということでございます。報酬につきましては、それぞれそこに計上させていただいているところでございます。</p> <p>下の表になりますが、合併後の選択による財政効果シミュレーションということで、先ほど金額の方を上げた積算の根拠ということで、こちらの方に載せているところでございます。</p> <p>説明につきましては、以上です。</p>
委員長	<p>ただいま事務局より説明がありましたので、これから協議に入りたいと思います。意見のある方はお名前を述べられた後に発言してください。はい、どうぞ。</p>
首藤委員	<p>首藤です。農業委員会の定数等を決める前段階として、判断する材料として、まず農業委員会の役割とその課題についてお聞かせ願えますか。</p>
委員長 分科会長	<p>はい、どうぞ。</p> <p>小林の農業委員会の中菌です。農業委員会の役割としましては、まず御承知のとおり、3条、4条、5条の農地転用の申請、これは日々相当の数があがってきております。それと農家の経営改善・営農指導といったところまで農業委員さんはタッチしておられます。</p>
首藤委員 分科会長	<p>すいません。もうちょっと大きい声でお願いしていいですか。</p> <p>これが地声なんです。そういうことで課題としましては、今の高齢化で非常に遊休農地がふえております。そういう意味で農業委員さんの削減ということは非常に厳しいところがあります。現に高原・野尻両町さんも相当削減をされて、今業務も大変難儀をされております。</p>
首藤委員	<p>以上が概要であります。</p> <p>今農地転用で日々上がってきているということだったんですけど、動いているということなんでしょうけれど、そういうデータがあれば、次回でいいですけど。（発言する者あり）</p>
分科会長 委員長 事務局 委員長 福本委員	<p>データはあります。件数が各市町ごとに上がっておりますので。</p> <p>後で配付してください。委員全員に。</p> <p>後で配付します。</p> <p>ほかに御意見ありませんか。</p> <p>野尻、福本です。今首藤さんも言われたんですが、資料としてももしかするとちょっとまだ目を全部通してませんのであれなんですけど、小林市・高原町・野尻町の農地面積、今各農業委員が担当する面積とか、そのあたりのお示しと、この農業委員については本当に地域に密着しちよかんにやいかんというところがありますんで、これについては、今の委員、全部残すか残さないかちゅう問題があるんですけど、原則というのは難しいのかなと考えておりますので、よろしく願いしときます。</p>
委員長 山田委員	<p>ほかにございませんか。</p> <p>審議に入る前に今資料の説明を受けたわけですが、市町村の現況というところの選挙の有権者数、これが小林、高原、野尻出てるんですけども、小林が農家人口から見て非常に少ないんですけども、これは何の委員になるんですかね。小林が倍ぐらい、有権者数ですよ。</p>
分科会	<p>この資料につきましては、自主申告という毎年取ってるわけなんですけども、小林が御存知のように、須木と合併したときの有権者数、被有権者数というのが7,800人程おります。これで毎年統計の取り方でも差異はありますので、この分については、今後選挙管理委員会と取りまして農家台帳システムで適確な数字</p>

<p>山田委員</p> <p>委員長 分科会</p>	<p>を出すように今事務を進めておりまして、現段階では被有権者数が変動がないように把握をしていきたいというそういうシステム上の形でこういう数字が出ております。申し訳ありません。</p> <p>前は何年か前までは、各行政の常会長ですか、首長さんを通じて選挙の選挙人じゃねどん、これがなされておったんですが、近年になって自主申告で個人保護の関係かなんか知りませんが、そういう関係で恐らくこの数字が半分じゃないかと思うんですね。</p> <p>どうぞ。</p> <p>おっしゃられるとおり、個人情報保護等がありまして、以前は各市町村も同じだったと思うんですけど、全国的に、小林なら区・組・常会長制度を設けておりまして、区・組で各組長さんは農家個数を全部把握しとりまして、そういう常会会議で集約してございましたけども、個人情報制度がありましてそういった財産に関わる分を生じておりますので、自主申告制度になっております。ただ、選挙のある年については、自主申告でありますけど、ずっと増える傾向があるものから、そここのところを今県の担当課とも協議をしまして、これの変動がないように自主申告であるけども、ある程度職権でも上げられる部分があれば、そういう処置をとりたいということで、今検討をしているところでありますので、被有権者数については、現在、去年上がった数字、去年選挙がありませんでしたので、もう言い訳になりませんが、こういう自主申告制になって、どこも回収率、全国統計取りますと30%、あるいは40%程度しかとれてないのが実状ということも聞いておりますので、そこも上部団体等も協議しまして、今検討を重ねているところでございます。</p>
<p>山田委員</p> <p>楠元委員</p>	<p>公選ですから、やはり最大公約数でやっていかないと、農業委員会で運営するのも問題が出てくるんじゃないかと考えますのでよろしくお願ひします。</p> <p>野尻の楠元です。3年前、女性農業委員として議会で推薦されました。何も知らなかったんですが、白地、青地、そんなの知りませんし、3条、4条、5条も知りませんでした。ともに今は3年経って少しは分かるようになりまして、男女共同参画によりまして、男子も女子も隔たりなく、遊休農地の検査とか、減反調査とかいろんな方面の売買とかも入ってます。</p> <p>野尻の場合の選挙人名簿の確認は自分たちの担当区が決まってまして、その選挙人名簿の確認としても3年間、日にちを2日ぐらい余裕を見まして、自分たち農業委員が自分たちが勝手に担当区選挙人名簿の確認を行っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>委員長 首藤委員</p>	<p>どうぞ。首藤委員。</p> <p>最初のときの確認なんですけど、私も農業に詳しくないんで、遊休農地に対して農地転用の割合ですね。先ほど課長が、転用が上がってきてるとおっしゃったんで、私が聞いたところによると、須木地区は土地が動かないで、全体的に土地の集積とか、移動が少ないというのを聞いたもんですから、だからそういうそうじゃないんだというデータがあれば資料としてそういう比較で出していただけたらと思います。</p>
<p>委員長 丸山委員</p>	<p>はい、どうぞ。</p> <p>高原の丸山ですけど、高原、前、在任特例をとるということでお話をさして進めて今いらっしゃるところですけど、高原としては農業委員をここに示してあるように8名なんでよ。それでも少し定数的には足りない分があるんですけど、できたら8名を維持したいというのが私たちの希望でございますので、その辺もよろしくお願ひいたします。</p>
<p>委員長 分科会長</p>	<p>今の件で、何かございますか。</p> <p>先ほども申しましたように、野尻町さん、高原町さんは、既にもう相当な農業委員さんが削減をされております。従いまして、この選挙、公選とは別ですね、推薦の委員さんがおられます。この方がJAと共済と土地改良区、議会なん</p>

	<p>ですけれども、委員会法でいきますと、この推薦はすべて野尻・高原両町は失職ということになりますので、それだけでも約9人ほど減ということでもあります。</p> <p>以上です。</p>
福本委員	<p>野尻の福本です。今の意見について、先ほど、今野尻・高原、特になんですが、定員、定数を下げていると、その中で事務もおぼつかないという感じだったんですが、もしそうなったときに、公選の6人と8人になったときに、業務がそれのできるのかどうなのか、そこら辺の判断はどうでしょうか。</p>
分科会長	<p>高原の丸山会長さんからも言いましたけれども、今の数字は特に公選の方は維持をしてもらわないと業務遂行はちょっと不可能じゃないかと思えます。</p>
福本委員	<p>それは公選だけの人数で賄えるだろうという試算ですか、それとも推薦枠があるじゃないですか。（「はい」と呼ぶ者あり）今推薦枠まで入れて業務がやっとかんと言う話じゃったんですけど、そのあたりがどうなのか。</p>
分科会長	<p>今の議会とそれぞれのJAと共済・改良区の推薦もやっていますけど、もう委員会法でこれは編入される方は失職になりますので、その分は今仮に議会の方が5人、そして各推薦が3名ですから8名ですよ。だからこの数字を3市町で分けるということでは何とかならんんじゃないかと思うんです。</p>
福本委員	<p>まずいろんな経緯もあるだろうけども、この農業部門ちゅうのは、もう西諸の中では一番大事な部分だと思うんですよね。その部分も考えたときに、仕事に支障があるようであれば、ここは人員ちゅうのを確保していかないかんという問題だろうと思うんですよね。一応それで最低でもこれだけの人数やったら回るちゅう人数をお示し願えれば、それに合わせて動いていくちゅうような形になるんじゃないかと思うんですが。</p>
分科会長	<p>今の公選の人を増やすわけにはいきませんので、その方が36名です。そしてそれに推薦が3名、これはもう確定しておりますので、JAと共済と土地改良区、それに議会も最大が5人としまして36プラスその数字になるんかと思えます。そのような状況であります。</p>
福本委員	<p>今高原と野尻の話が出てるんですが、小林については、今の業務の内容、量についてはどうなのか、ちょっとお願いします。</p>
分科会	<p>小林と旧須木村と合併したときに、在任特例をして、小林が20と須木10名、30名でやったわけですけど、1年経過したときに、この定数問題がありまして、30名を多いということと、議会議員等の定数減を図られましたので、公選の部分を22名ということで、推薦枠7名はそのままでしたけども、29名ということでおさまっております。</p> <p>ただ、面積的には須木地区も含めて倍近くだったわけですけど、農地面積等を勘案したときに、この部分で公選22名と7名、29名でやっていけるんだということの判断ですけども、小林の場合は何とか今の状況でやっている段階であります。ただこれを高原・野尻町まで含めて、今の現員体制でした原則でいきますと野尻・高原はすべて失職しますので、この部分がなくなると今の体制ではとても賄えないと、小林、ここに資料を示してありませんけど、今言われました農地移動等に関する部分については件数もそれぞれ同じぐらいに毎月あります。これを隅々まで把握するという事になると、農業委員さんはもう必要不可欠でありますので、現体制でやはり持っていないと相当困難を来たしておるし、事務事業にですね。そういう判断をしているところであります。</p>
委員長 前原委員	<p>はい、どうぞ。</p> <p>高原の前原です。先ほどから事務局のお話をお伺いすると、現数でいかないと現状維持ができないということですが、全くそのとおりでありまして、農業委員さんについては、小林・高原・野尻それぞれの委員さんでないと他の地域のことは全く分からないんですよね。そういうことからいうと、現状で在任をということぜひお願いしたいと思えます。</p> <p>それもう一点、確認なんですけど、委員さんの任期が小林だけ違ってまして、合</p>

分科会	併の日にち次第では在任の場合最長5年ということも考えられるわけですが、それはそのまま5年ということで認められるんですかね。
委員長 首藤委員	この今の件については、選挙管理委員会とそれと上部団体の選挙管理委員会と県の管理委員会これと確認をとっております。小林の場合が3月20日、合併の関係で3月19日までということですので、それ以前に合併と、それ以降に合併ということで、今の任期の関係で最長5年ということでもありますけども、これについては在任特例であれば小林の委員の任期に合わせるということで確認をとっております。だから最長5年という方もいらっしゃるかと思います。
事務局 委員長 首藤委員	ごさいませんか。御意見。はい、どうぞ。 やはりちょっと資料になるかもしれないんですけども、農業にも仕事ということで、農地の売買とか、貸し借りとか、転用の許認可等を扱うんですけど、その件数はどうなっているのか、各市と町の資料等も出していただきたいと、よろしくをお願いします。
事務局 委員長 首藤委員 分科会長	次回、用意いたします。 資料は次回に用意する。 はい。
委員長 竹山委員	先ほど要求がありました各市町の耕地面積、あるいは農家数、それも合わせて冊子になったやつをお配りいたします。 お願いします。竹山委員。 野尻の竹山と申します。先ほどお話を伺っておりますと、冒頭の説明にもありましたけども、農家さんの財産を預かる農業委員さん、そして少子高齢化ということで農業が衰退するというような中で、農業委員さんの定数、今現状どおりがベストなのか、できれば多い方がよろしいのでしょうか。私個人としてはそういう意見を持っております。よろしくをお願いします。
委員長 丸山委員	はい、どうぞ。 高原の丸山ですけど、この件については、高原・野尻・小林の農業委員の全員ちゅうことであればなおいいんでしょうけども、代表者、会長、会長代理とか、そういういろんな方々と一緒に1回話し合いの場をつくっていただくとうかがたいと思っています。
委員長 分科会長	ごさいませんか。 今の丸山委員さんからの御意見であります。現在、農業委員会は地区協議会をつくっております。その中で一応全農業委員さんが入っておられますので、会長さんと相談して、話し合いができるように郡協の方で諮りたいと思います。
委員長 事務局	以上です。 別にごさいませんか。御意見。はい、どうぞ。 協議の3項目目で臨時開催という件のところで出てくるのが、7月14日に予定しているんですが、その場で一緒にこの農業委員の会長さんとかと一緒にする方法が一番ベターなんでしょうけど。（発言する者あり）今さっき申し上げました一緒にするという方法はちょっと今回とれないので、別日程をとりましてその報告を小委員会の方でさしていただくというような処方を取りたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。
委員長	他にございませぬ。いいですか、もう。
事務局	それでは、次に（3）の小委員会の臨時開催について協議いたします。事務局の説明を求めます。 資料の最後のページ、19ページになります。小委員会の臨時開催についてというところでございませぬ。 提案といたしまして、日程が平成20年7月14日の月曜日、午後1時半から、場所は小林市役所4階大会議室ということで提案さしていただきたいと思いますが、その理由といたしまして、7月8日、9日に先進地の視察研修ということも組みさせていただいておりますので、その関係で早い日程の中で協議をいた

	<p>できればありがたいかなということもございまして、今回提案をさしていただきます。</p>
委員長	<p>以上です。 ただいま事務局より議会の開催日の決定について説明がございましたが、7月14日、小林市役所ですね。これに御異議ありませんか。</p>
委員長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 それでは、次回の小委員会は7月14日、場所は小林市役所で開催いたします。</p>
事務局	<p>御意見ないようでしたら、以上で協議を終わります。 その他、確認事項について事務局の説明をお願いします。</p>
	<p>それでは、同じく19ページです。確認事項といたしまして、小委員会の先進地視察研修ということでございます。前回いろいろと御意見をいただきました中で、今回用意できましたのが、宮崎県の延岡市と大分県の大分市ということでございます。</p>
	<p>延岡市の方につきましては、2回合併協議会を組まれておりまして、取扱いにつきましては、在任特例と地方自治の原則ということ2パターンとられているところでございます。</p>
	<p>大分県の大分市につきましては、定数特例をとっていらっしゃるということで、研修の方をさしていただきたいということで計画をしております。集合時間等につきましては、先進地視察研修資料の一番最後のページに載せているところでございましたが、朝の9時にJT跡地ですね。広い駐車場がございますので、そちらの方に集合していただければと思っております。</p>
	<p>それと第3回の小委員会の開催につきまして20年7月14日、月曜日、これは先ほど了承いただいた分です。</p>
	<p>第4回の小委員会の開催につきましては、20年の7月31日、午前9時半から小林市須木総合ふるさとセンターとなっております。</p>
	<p>第5回につきましては、平成20年8月28日、場所につきましては、高原町の福祉センター「ほほえみ館」の研修室です。</p>
	<p>第6回の委員会開催につきましては、平成20年9月26日木曜日、場所は野尻町の農村環境改善センター研修室ということでございます。</p>
山田委員	<p>以上です。 第5回の26日の曜日が違ってんじゃないかと思うんですがね。25日が木曜なんですがね。9月の25日が。だいたい木曜ということやったですがな。木曜日は25日ですけど。25日ですか？</p>
事務局	<p>申し訳ございません。訂正をお願いいたします。25日の木曜日ということでございます。</p>
委員長	<p>ただいま事務局より開催日の報告がございました。何か御意見ございませんか。——ありませんね。（「はい」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）はい、どうぞ。</p>
首藤委員	<p>休憩中にお話があったんですけど、議員定数を決めるにしても、議員ばかりしか声が届かなかったので。</p>
委員長	<p>私は次回に申し上げたいと思ったんですけど。特に議員定数問題については、この学識経験者の皆さん、皆さんが一番住民の意向は察知されているわけですよ。それでぜひこの学識経験者の皆さんの意見を次は次回はお伺いしたいと、あんまり我々議員ばかりで意見を言っても、どうかその点よろしく御理解のほどお願いします。</p>
久保田委員 局長	<p>他にございませんね。 今度研修ですが、クールビズでいいですかね。（発言する者あり） クールビズどこも導入しているとは思いますが、一応私の考え方ですよ。個人的な考え方としては教えを請うということになると思うので、とりあえ</p>

<p>久保田委員 局長 久保田委員 局長 委員長 首藤委員</p> <p>局長 委員長</p> <p>事務局</p>	<p>ずネクタイ着用してジャケットぐらいは持って行っていただきたいなど、それが先方に対する礼儀だと思いますので、どういう受け取り方されるかわかりませんが、当然車中とかでは外していただいて結構だとは思いますが。</p> <p>集まったらばらばらだったじゃおかしいがと思うて。</p> <p>最低限の。</p> <p>分かりました。結構です。</p> <p>常識間の範囲内の服装をお願いいたします。</p> <p>じゃ、そういうことでいいですね。ネクタイ着用。</p> <p>そうですけれども、一応事務局の言うとおりになんですけれど、一応相手先に聞くとかというのは、お伺いしていただくとありがたいと思うんです。</p> <p>聞くべき問題かとは思いますが（発言する者あり）</p> <p>ございませんか。それでは、これで今日の会議を閉めたいと思います。</p> <p>それではこれをおもちまして、議長の座をおろささせていただきます。本当にありがとうございました。</p> <p>ありがとうございました。連絡事項になりますけれども、昼食につきましては、協議会会場の農村改善センターに準備してございますので、そちらの方でよろしくをお願いします。</p> <p>1時30分から同センターにおきまして協議会が開催されますので、定刻までにご集合くださるようお願いいたします。</p> <p>以上です。</p> <p style="text-align: right;">午前11時31分閉会</p>
------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

会議録署名委員 高岩 都津子

会議録署名委員 前原 淳一